

消防署に事前相談してください！

～建物の設計・工事に携わる皆様、事業者の皆様へ～



建物の増改築や用途変更などをすると、新たに消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備など）の設置や防火管理者選任などの届出が必要となる場合があります。

※ 消防法では、建物の用途、面積、階数、窓の大きさ、収容人員などにより、消防用設備等の設置や防火管理者選任などの基準が定められています。

気づかないうちに消防法令違反になっているケースがあります。

次のような場合は、

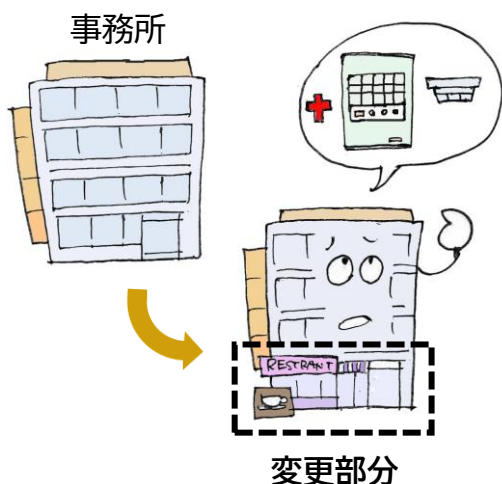
計画段階で消防署に事前相談してください。



事前相談が必要な事例

事例
1

事務所から飲食店へ変更



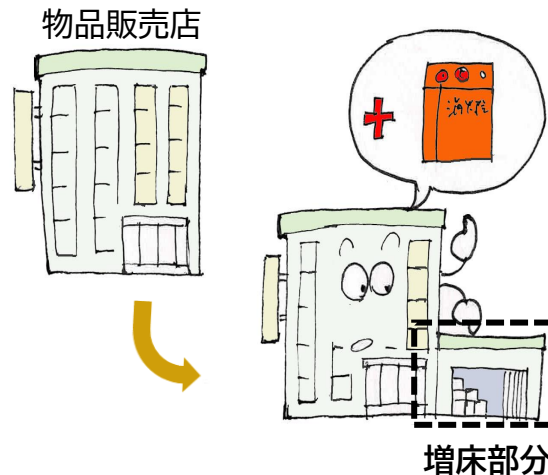
事務所の一部を飲食店や物品販売店など、不特定多数の人が利用する用途へ変更する場合

(例) 事務所の一部を飲食店に変更
⇒延べ面積が300㎡以上になると

自動火災報知設備が必要に

事例
2

倉庫部分を増築



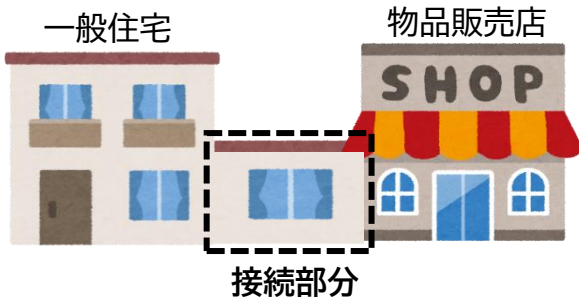
建物を増築して面積が増える場合

(例) 物品販売店に倉庫部分を増築
⇒延べ面積が700㎡以上になると

屋内消火栓設備が必要に

事例 3

建物を接続



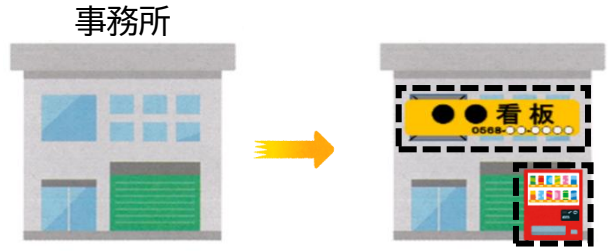
建物と建物を接続して同一棟とする場合

(例) 住宅と物品販売店を接続
⇒延べ面積が300㎡以上になると

自動火災報知設備が必要に

事例 4

窓の外側に看板を設置



窓に格子や看板を設置したり、窓やドアの種類を変更したりする場合

(例) 事務所の窓に看板を設置
⇒従業員を避難させたり消防隊が進入したりする窓がなくなると

誘導灯が必要に



事例 5

客席を増やす



接客スペースを増やしたり、従業員の人数を増やしたりする場合

(例) 飲食店で客席を増やす
⇒収容人員が30人以上になると

防火管理者の選任が必要に



※事例 1～事例 5 については、あくまでも一般的な事例です。建物の用途、構造、面積、階数、窓の大きさ、収容人員などにより、必要な消防用設備や防火管理者選任などの基準が変わりますので、事前に最寄りの消防署にお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

- 久留米広域消防本部 予防課 TEL:0942-38-5159 FAX:0942-46-5567
- 久留米消防署 警防課 TEL:0942-38-5161 FAX:0942-32-4591
- 三井消防署 警防課 TEL:0942-72-5101 FAX:0942-72-5948
- 浮羽消防署 警防課 TEL:0943-72-4193 FAX:0943-72-4192
- 三潁消防署 警防課 TEL:0942-62-2185 FAX:0942-62-5277
- 大川消防署 警防課 TEL:0944-88-1145 FAX:0944-88-1799